

別紙7

審査基準	配点	審査項目	個別点
1. 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	5	① 施設の設定目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	5
		計	5
2. 施設効用の最大限発揮	30	① 施設運営の提案内容が、利用者の増加に資する内容となっているか	5
		② 利用者の意見・要望を適切に把握し、利用者の目線から施設運営が行うことのできる内容になっているか	10
		③ 施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設定目的に資する内容となっているか	5
		④ 自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	10
		計	30
3. 効率的な管理運営	30	① 業務要求水準を満たしつつ、効率的・効果的な内容となっているか	5
		② 経費の削減(取組内容・実現性)	5
		③ 地域の関連団体などとの連携や協働を適切に計画、実施できるか	10
		小計	20
		④ 提案額の評価(自動計算)	10
計	30		
4. 管理を安定して行う能力	25	① 施設の適切な維持管理を行う内容となっているか(仕様書に記載した業務要求水準) ※施設ごとに作成されるチェック表により履行が確保されるか確認し、履行が確保されない場合は失格	10
		② 財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	5
		③ 災害時、緊急時に適切な対応がとれる体制となっているか	5
		④ 災害、事故・怪我及び感染症等に対して利用者の安全を確保できる体制となっているか	5
		計	25
5. 地域・社会貢献	10	① 県内に事務所等を置いているか。	6
		② 法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用しているか。	3
		③ 障害者就労施設等から物品等を調達しているか	1
		計	10
合計			100

- (1) 審査基準1の①及び4の①は、満点が失格で評価する。
 (2) 審査基準5の①から③は、次のとおり評価する。
 なお、申請者がコンソーシアムの場合は、当該コンソーシアムの構成員全員が評価基準に適合するときに限り、所定の点数を加算する。

ア	募集公告日時時点で、主たる事務所又は本店(当該団体の所在地を指す。以下「主たる事務所等」という。)が県内に所在する。	+6点
	募集公告日時時点で、当該団体の裁判上及び裁判外の一切の代理権を有する代理人を置く事務所(主たる事務所等を除く。)が県内に所在する。	+3点
イ	募集公告日が属する年度の6月1日時点で、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用している。	+3点
ウ	募集公告日以前1年間において、県内に所在する国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等から20万円以上の物品又は役務を調達している。	+1点

- (3) その他の審査項目は、次のとおり5段階評価する。

	個別点5点	個別点10点
特に優れている。	5	10
優れている。	4	8
普通。	3	6
劣っている。	2	4
特に劣っている。	1	2

なお、選定委員会としての点数の算出方法は、次のとおりとする。

審査項目ごとに、各委員の採点の合計÷採点した委員の人数(小数点以下の端数処理は行わない。)

- (4) 最低点は60点とする。

- (5) 提案額は次のとおり点数化する。

$$\text{評価点} = \text{配点数} \times \frac{\text{最低提案額}}{\text{その者の提案額}} \quad \text{※小数点以下の端数処理は行わない}$$